○財務省告示第二百二十一号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、令和八年八月八日以後統計に計上される貨物について適用する。

令和八年八月七日

財務大臣　片山さつき

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後					改正前				
輸出統計品目表 ［略］					輸出統計品目表 ［同左］				
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			Ⅰ	Ⅱ				Ⅰ	Ⅱ
［略］					［同左］				
輸入統計品目表 ［略］					輸入統計品目表 ［同左］				
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			Ⅰ	Ⅱ				Ⅰ	Ⅱ
［略］					［同左］				
		［略］					［同左］		
72.01 ｜ 72.09		［略］			72.01 ｜ 72.09		［同左］		
72.10		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が600ミリメートル以上のものに限る。）			72.10		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が600ミリメートル以上のものに限る。）		
		［略］					［同左］		
7210.11 ｜ 7210.30		［略］			7210.11 ｜ 7210.30		［同左］		
		―亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）					―亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）		
7210.41		［略］			7210.41		［同左］		
7210.49		――その他のもの			7210.49		――その他のもの		
	010	―――合金化溶融めつきのもの（めつき層の鉄の含有量がめつき層の全重量の７％以上の均質な合金のものに限る。）		ＫＧ		010	―――合金化溶融めつきのもの（めつき層の鉄の含有量がめつき層の全重量の７％以上の均質な合金のものに限る。）		ＫＧ
	030	―――溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（令和８年政令第254号）第１条第１項第１号イに該当するもの（第7212.30号に該当するものを除く。）		ＫＧ			［新規］		